

意見書案第 1 号に対する 反対討論

新実祥悟

ただいま議題となっております「意見書案第 1 号、永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書」に反対の立場で討論を行います。

私は保護司の職務上、日本人のみならず外国人の保護観察を受け持たせていただいております。外国人の保護観察事件は年々増加傾向にあります。この主たる理由は不良外国人の転入ではありません。転入の主な目的は、経済的理由で家族を養うものや留学などで、転入者のほとんどは善良な外国人であることは明らかです。しかしながら、彼らは社会的、経済的には非常に不安定で、企業の業績悪化の場合にはリストラの名の下、最も早く解雇されてしまう立場にあります。彼らは彼らのコミュニティーを利用し、就業先を求めるのにも限界があります。残念ながら、時として、生きるための犯罪がそのような不利な状況の中から発生してしまいます。警察を入り口とすれば、私たち保護司は出口の部分、つまり最後の受け皿として保護観察の中で彼らに就業斡旋などもさせていただいております。しかしながら本来は、彼ら自身や地域社会のことを思えば、犯罪抑止が最も重要なのです。犯罪抑止につながる救済に対し最も効果が期待されるのは政治であります。永住外国人に地方参政権を与えることにより、弱者救済の道は広がります。また日本や地域への緊密な同質性を養っていただくこともできます。権利を行使することで社会生活上の義務を認識する機会にもなるでしょう。

また、蒲郡市においては多文化共生の活動を推進しているところです。地域の一員として誰もが同じ立場になることにより、真の平等、互惠、安寧が得られるのではないのでしょうか。

憲法論議についてであります。憲法第 30 条で納税の義務は国民に課されているところです。しかしながら、外国人に対しても関連法の整備により納税を課しているところでもあります。外国人地方参政権についても、関連法の整備によって付与することには合理性があるのではないのでしょうか。

以上をもって、本意見書に対する反対理由とします。

ご賛同たまわりますよう、お願い申し上げます。